



令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
「子育て世帯訪問支援事業の運営状況及び研修カリキュラムの検討に関する調査研究」

子育て世帯訪問支援事業 市町村向け取組のポイント集

2025年3月

株式会社日本総合研究所

本資料は、令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「子育て世帯訪問支援事業の運営状況及び研修カリキュラムの検討に関する調査研究」における、市町村アンケート調査及びヒアリング調査からなる実態把握調査において得られた事実や示唆のうち、重要と思われる点を取組のポイントとして取りまとめたものです。

2025年3月
株式会社日本総合研究所

子育て世帯訪問支援事業について、 以下のような悩みや不安はありませんか？



事業の開始、委託先の確保

Q. 地域にニーズがない。ニーズがあるかどうか分からない...	P.03
Q. 地域に委託できる事業者がない...	P.03
Q. 育児・養育支援のノウハウを持つ事業者が存在しない...	P.04~05
Q. 困難な家庭の支援を、実績のない事業者に任せるのは不安...	P.04~05

支援対象の範囲

Q. 妊産婦や未就学期のこどもがいる家庭だけを支援すれば十分なのか？	P.06
------------------------------------	------

包括的な支援（他類似事業との連携・併用）

Q. 包括的な支援を実施すべきと思うが、何から始めたらよいのか？	P.07
Q. 包括的な支援を実施する際に、誰が統括すればよいのか？	P.08

支援の開始・終了

Q. 支援を開始・終了する際等に、こどもにどのような配慮が必要か？	P.08
-----------------------------------	------

利用勧奨

Q. どうしたらうまく利用勧奨できるのか？	P.09
Q. ヤングケアラーとその家族への利用勧奨で何に気を付けたらよいのか？	P.09

コーディネーターの配置

Q. コーディネーターを配置する必要性が分からない...	P.10
Q. コーディネーターにどのような業務をお願いすればよいのか？	P.11
Q. コーディネーターは、どのような専門性を持った人材が担うべきなのか？	P.11
Q. 委託先にコーディネーターを配置してもらう場合の委託料はどうすべきか？	P.11

自治体への報告・トラブル対応

Q. 何かあった際に、委託先からしっかりと報告を受けることができるか心配...	P.12
Q. 利用者とのトラブルに迅速に対応するためにはどうしたらよいのか？	P.13

支援計画等の評価や見直し

Q. 支援途中や支援を終えた時はどうすればよいのか？	P.14
----------------------------	------

**Q**

地域にニーズがない。ニーズがあるかどうか分からない...

A ニーズがあることを想定して事業の開始を検討しましょう！

- ・ 人口規模に関わらず支援を求めるニーズは存在する可能性があります。1人、1家庭からでも支援を開始することは可能であり、丁寧なニーズアセスメントが重要です。
- ・ より重点的に支援が必要な家庭に絞って、事業を行うことから始めても問題ありません。
- ・ 始められる規模感で、小さくても取組を開始しておくことが、支援が必要な家庭が確認された際に、すぐに支援の手を差し伸べることに繋がります。

**Q**

地域に委託できる事業者がない...

A 委託先は、幅広い選択肢で探索してみましょう！

- ・ 近隣自治体を含めて委託先候補の事業者の探索を行うことが重要です。
- ・ 法人に加え、専門性を持つ個人事業主も委託先候補として検討できます。
- ・ 庁内や関係機関、個人ネットワークをフルに活用し、粘り強い委託先の探索が必要です。
- ・ 訪問支援員向けの研修等の受講を促し、域内のプレイヤーの育成や組織化を促していくという考え方もあります。



出所：株式会社日本総合研究所作成

**Q**

育児・養育支援のノウハウを持つ事業者が存在しない...
困難な家庭の支援を、実績のない事業者任せるのは不安...

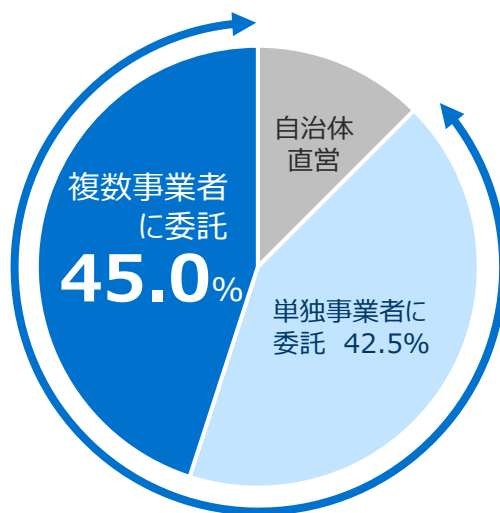
A

委託先の強みを生かし、組み合わせて支援しましょう！

- 支援対象家庭の抱える課題は多岐にわたり、ひとつの委託先のみで全ての支援対象家庭に対応することは困難な場合もあります。
- 複数委託先のそれぞれが持つ強みを生かす（家事支援が得意、育児・養育支援が得意、等）ことで、必要とする家庭に必要な支援を届けられる可能性があります。

委託にて事業を実施している割合

87.5%



実施形態について、当てはまるものをお選びください。（n=473）



次頁に続く

**Q**

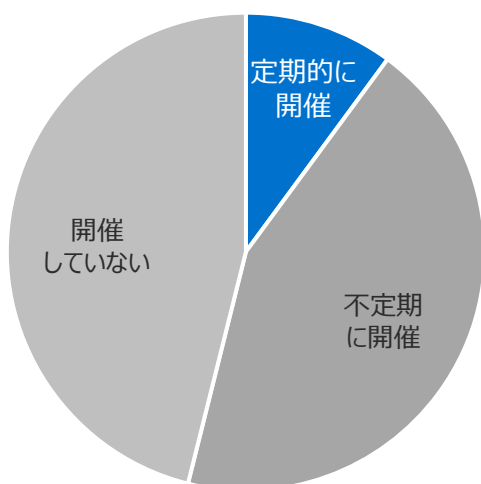
育児・養育支援のノウハウを持つ事業者が存在しない...
困難な家庭の支援を、実績のない事業者任せるのは不安...

A

委託先との定例会議等の密なコミュニケーションを通じて、 支援の質の向上を目指しましょう！

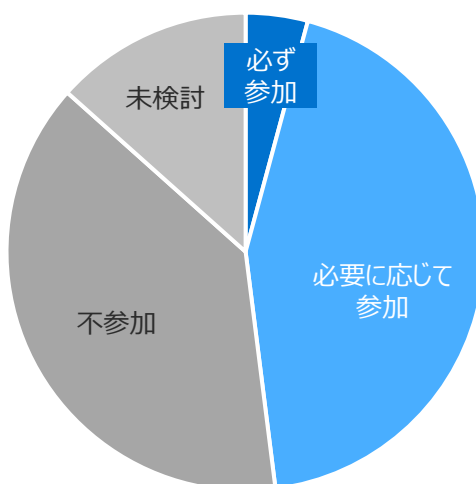
- 委託先と自治体の間で、月1～2回程度の定期的な会議（定例会議）を行うことが重要です。
- 定例会議の場において、単なる事業の実施報告だけではなく、こどもや家庭の状況、養育環境も踏まえ、支援の進め方や支援内容について詳細に協議を行うことで、委託先と自治体の両者の事業への理解が深まり、結果として支援の質の向上につながる可能性があります。
 - 委託先と自治体との協議の場において、委託先で作成している月次の報告書等に加えて、支援対象家庭の日々の変化も把握できる日報等を参考資料として使用することも効果的です。
- 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議へ委託先の参加を促すことも、情報共有を活発化することにつながり、支援の質の向上につながる可能性があります。

自治体と事業者で
定期的なケースカンファレンスを
開催している割合

10.1%

個別のケースカンファレンスの実施有無について、
当てはまるものをお選びください。（n=406）

要保護児童対策地域協議会の
個別ケース検討会議への、
支援事業者等の参加割合

48.0%

要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議への、支援事業者
等の参加有無について、当てはまるものをお選びください。（n=402）



出所：株式会社日本総合研究所作成

**Q**

妊産婦や未就学期のこどもがいる家庭だけを支援すれば
十分なのか？

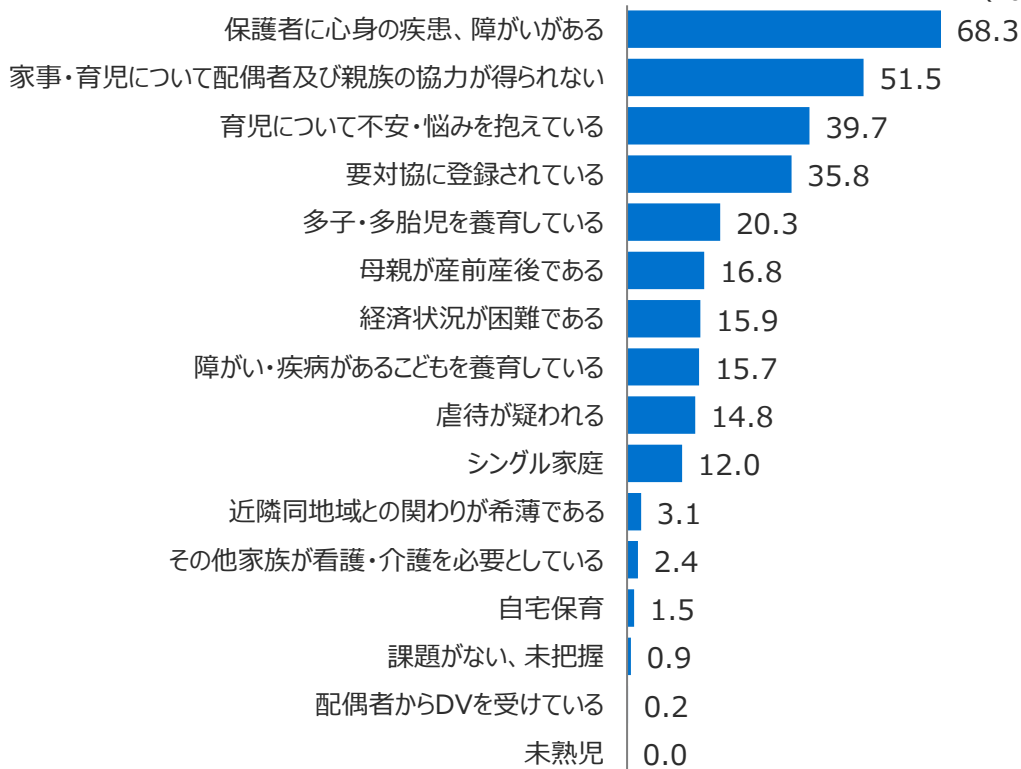
A

学童期・思春期（学齢期）（※）の こどものいる家庭へ支援が届いているか確認しましょう！

- ・ 支援が必要な家庭は、妊産婦や未就学期のこどものいる家庭のみとは限りません。
- ・ ヤングケアラーへの支援等も含め、支援が必要な学童期・思春期（学齢期）のこどもに対して、支援を届けることができる仕組みを整備する必要があります。
- ・ 加えて、必要な家庭に必要な支援が届いているのかは、常に確認する必要があります。

保護者の抱える課題は多様化しています。その中で、リスクのある場合でも家庭の中での養育の維持を支援するという近年の流れがあり、障害児なども含め学童期・思春期（学齢期）のこどものいる家庭で、支援を必要とする家庭が今後増えてくる可能性があります。

(%)



保護者が抱えている課題のうち特に当てはまるものを3つお選びください。（n=458）



※「学童期・思春期」、「学齢期」のいずれも、小学校入学の6歳から18歳未満を指す言葉として使用している 出所：株式会社日本総合研究所作成



Q

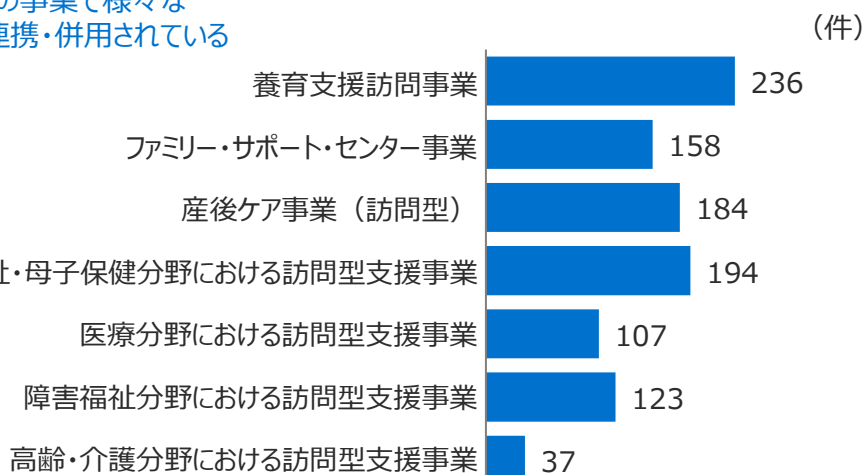
包括的な支援を実施すべきと思うが、何から始めたらよいのか？

A

類似事業との連携併用を積極的に検討しましょう！

- ・ 児童福祉分野、医療分野、障害福祉分野、高齢・介護分野等の他類似事業を含めた事業ごとのすみ分けの整理は必須です。
- ・ すみ分けを整理した上で、一つひとつの家庭の状況に合わせて様々な支援を組み合わせる姿勢が重要です。

多くの自治体の事業で様々な
類似事業が連携・併用されている



子育て世帯訪問支援事業類似する各訪問支援事業との併用実態（主な併用ケース）について教えてください（n=446）

その他児童福祉・母子保健分野における連携・併用事業例（※）

- | | | |
|---------------------------|----------------|---------------|
| ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | ・ 子どもの見守り強化事業 | ・ すこやか助産師訪問 |
| ・ 新生児訪問 | ・ 産前・産後サポート事業 | ・ 職員の定期的な家庭訪問 |
| ・ 妊産婦訪問事業 | ・ 伴走型相談支援事業 | ・ つどいの広場訪問事業 |
| ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ・ 産後ケア事業 | ・ 家庭訪問 |
| ・ 養育支援訪問 | ・ 未熟児訪問指導 | ・ 母子訪問 |
| ・ ファミリー・サポート・センター事業 | ・ 要支援児童訪問 | |
| ・ ホームスタート事業 | ・ 要対協訪問 | |
| | ・ 特定妊婦訪問支援 | |
| | ・ 子育て応援隊派遣事業 | |
| | ・ 保健師・助産師の家庭訪問 | |

併用されている場合、主に併用される事業名を教えてください。（n=218）



**Q**

包括的な支援を実施する際に、誰が統括すればよいのか？

A

**こども家庭センター等がハブとなり、
他類似事業との連携や併用を検討しましょう！**

- ・ 対象家庭を深く理解しているこども家庭センター等が中心となり、他類似事業を含めて支援の進め方や支援内容を検討していくことが必要です。
- ・ サポートプランや支援計画等も活用しつつ、関係機関や関連部署、委託先等を参加者とした定期的な会議等を積極的に持ち、活用する事業等を見定めていくことが、支援が必要な家庭への包括的な支援の実現を後押しします。

**Q**

支援を開始・終了する際等に、こどもにどのような配慮が必要か？

A

**支援全体については、利用者（養育者）だけではなく、
こどもも交えながら丁寧に設定しましょう！**

- ・ 自治体内での調整を経て、利用者と支援目標や支援計画、事業の開始・終了について、丁寧に認識のすり合わせをすることが必要です。
- ・ 特に、こどもとも関わる支援の場合には、利用者だけではなく、こどもの年齢や関わり方等を踏まえつつ、こどもとも支援目標や支援計画、事業の開始・終了について、認識のすり合わせをしておくことが望ましいです。



出所：株式会社日本総合研究所作成

**Q**

どうしたらうまく利用勧奨できるのか？

A

粘り強く、丁寧に利用勧奨をしましょう！

- ・ 利用勧奨の仕方の正解は存在しません。一人ひとり、一つひとつの家庭の状況を踏まえて、粘り強く、丁寧に利用勧奨していく必要があります。
- ・ 利用勧奨の具体的な手法としては、以下が一例として挙げられます。
 - 実際に家庭を訪問する
 - 関係性のあるスタッフから声掛けする
 - 丁寧な事業説明を行う
 - 声掛けのタイミングを工夫する
 - 活用メリットを伝える
 - 関係機関と連携する
 - 勧奨ではなく提案のスタンスで臨む
 - 関係性の構築を行う 等

**Q**

ヤングケアラーとその家族への利用勧奨で何に気を付けたらよいのか？

A

ヤングケアラー家庭は、こどもと保護者の両者とコミュニケーションしつつ、利用勧奨を行いましょう！

- ・ ヤングケアラー家庭以外の家庭への利用勧奨の手法（上記）と同様の手法に加えて、特にヤングケアラー家庭への利用勧奨の具体的な手法としては、以下のような点がポイントとして挙げられます。
 - 保護者とこどもの両者とコミュニケーションする
 - 保護者支援として提案する
 - 「ヤングケアラー」という言葉は、適切に使用する

「ヤングケアラー」は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を指すだけの言葉であり、必要以上に忌避する必要はありません。そのため、スティグマを感じさせないためにあえて使わない、現状を正しく認識してもらうためにあえて使う、といったように、ケースに合わせて適切に使用することが重要です。



出所：株式会社日本総合研究所作成

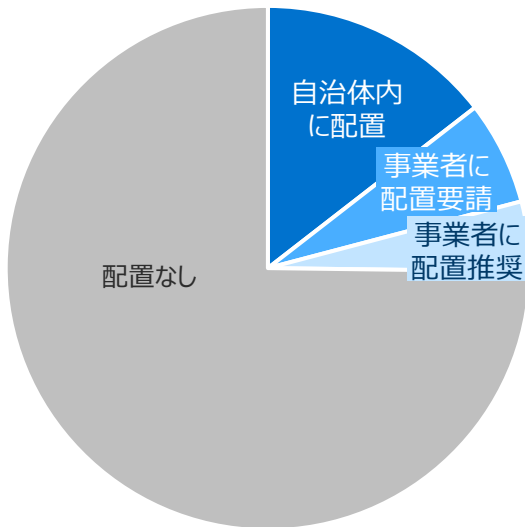
**Q**

コーディネーターを配置する必要性が分からない...

A

コーディネーター配置は、 円滑な事業推進を可能とする有効な手段の1つです！

- ・ コーディネーターの配置は、以下のようなメリットが得られる可能性があります。ただし、得られるメリットは、配置先（自治体内、または委託先）及び自治体と委託先との役割分担により異なる点に留意しましょう。
 - 事業全体を把握する人材がいることで事業運営が安定化する
 - 利用者の窓口を集約することで、利用者と訪問支援員の調整が円滑になる
 - 訪問支援員の声を集約し、いち早く自治体や関係機関・関連部署等に共有することで、大きな問題やトラブルに発展する前に対応が可能となる 等



コーディネーターを配置、
または配置を推奨している割合

25.2%

実際にコーディネーターを配置している自治体からは、各種メリットがある旨の声が聞かれているものの、コーディネータが配置されている事業は、全体の4分の1程度に留まる

コーディネーターを配置しているか、当てはまるものをお選びください。（n=469）



**Q**

コーディネーターにどのような業務をお願いすればよいのか？
コーディネーターは、どのような専門性を持つ人材が担うべきなのか？

A

自治体と委託先の役割分担の整理により コーディネーターの役割や必要資格は明確になります！

- ・自治体と委託先の役割分担を明確化した上で、自治体内または委託先のコーディネーターに求める役割や資格を検討しましょう。
- ・コーディネーターに求める役割の一例としては、訪問支援員の統括、利用者との窓口、利用者と訪問支援員のマッチング、加えて委託先のコーディネーターの場合には、自治体との窓口や自治体との定期的な情報共有（会議等への参加）等が挙げられます。

**Q**

委託先にコーディネーターを配置してもらう場合の委託料はどうすべきか？

A

コーディネーター配置を新たに求める場合には、 補助金の設定を検討しましょう！

- ・委託先に対してコーディネーターの配置を求める場合には、事務費・管理費の活用が想定されます。
- ・委託先のコーディネーターの配置費用として、自治体が独自で補助を設定する一例としては、以下が挙げられます。
 - 月額で金額を設定（イメージ：月X,XXX円）
 - 支援対象家庭当たりの単価を設定（イメージ：初回月Y,YYY円/家庭、継続月Z,ZZZ円/家庭）等



出所：株式会社日本総合研究所作成

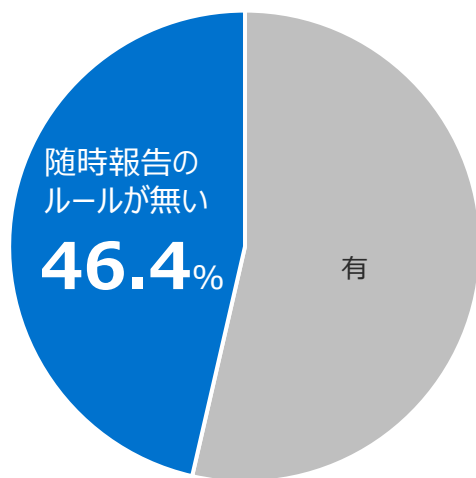
**Q**

何かあった際に、委託先からしっかりと報告を受けることができるか心配...

A

個別ケースにおける 随時報告のルールを事前に定めておきましょう！

- 自治体と委託先の間で、事前に個別ケースの随時報告のルールを明確にしておきましょう。
- ルールを明確化することが、有事の際に委託先が悩まず速やかに、自治体へ報告を行うことができる体制の構築につながります。
- 随時報告のタイミングとしては、ガイドライン（※）記載内容に加えて、以下が一例として上げられます。
 - 支援の拡充や変更が必要と考えられる場合
 - 支援対象世帯の状況に大きな変化があった場合
 - 個人情報に係る何らかの事象が発生した場合 等



個別ケース：随時の報告ルールについて、
当てはまるものをお選びください。（n=414）

ガイドラインで示している随時報告の 主な場面（一例）

- 事故やケガや災害が発生したとき
- 食中毒や感染症が発生したとき
- 危険性を感じたケースやトラブルが発生したとき
- 利用者との間でトラブルが発生したとき
- 児童や家庭の状況に心配される事象があったとき
- 新規相談があったとき、継続案件に何か状況変化があったとき
- 他機関・事業との連携が必要と感じたとき
（自治体、学校、要保護児童対策地域協議会、警察との連携等）
- 市町村が間に入って訪問支援者・市町村・利用者の3者で議論すべき問題が発生したとき



※「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」（令和6年3月30日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/91f57176-a420-4d1d-8973-1828437e0aa8/d9bc9e4f/20240904_policies_kosodateshien_jido-homon_03.pdf

出所：株式会社日本総合研究所作成

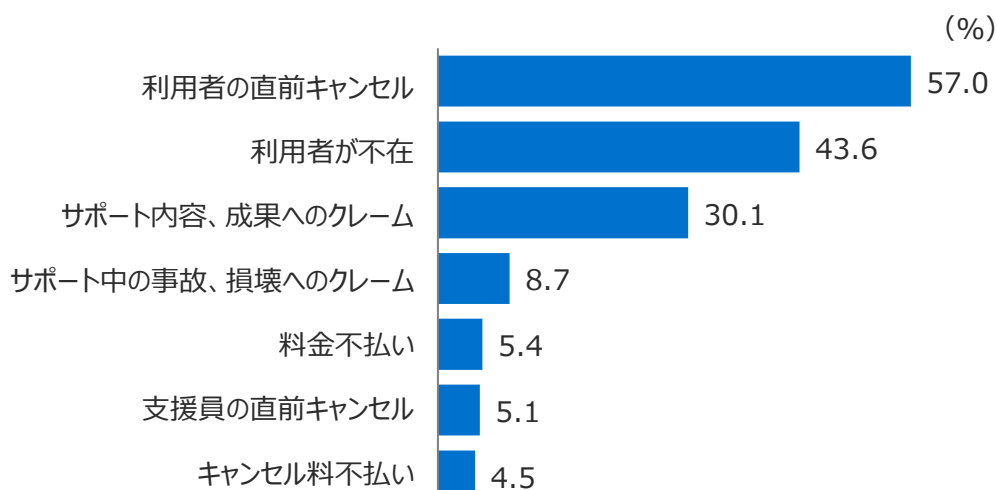
**Q**

利用者とのトラブルに迅速に対応するためにはどうしたらよいのか？

A

頻発する可能性のあるトラブルを事前に把握し、対応方針を事前に定めておきましょう！

- 頻繁に起こる利用者とのトラブルを事前に把握しておき、その対応方針や役割分担、責任の分担（委託先を含む）を明確にしておきましょう。
 - 頻発するトラブルとしては、「利用者の直前キャンセル」、「利用者の不在」、「サポート内容・成果へのクレーム」が挙げられます。
- 上記の整理を行うことは、訪問支援員が日々、安心して支援に取り組む環境を構築することにつながります。



生じたことのあるトラブルとして、当てはまるものをすべてお選びください（n=335）



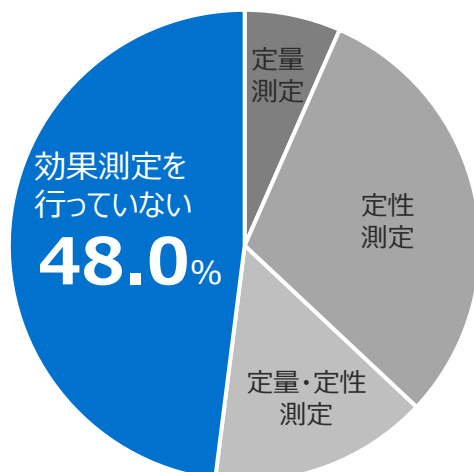
**Q**

支援途中や支援を終えた時はどうすればよいのか？

A

支援の効果測定を行い、その結果も活用しながら、支援計画等の評価や見直しを習慣化しましょう！

- 支援を行ったことによる支援対象家庭の変化等の効果を測定することは、とても重要です。
- また、それらの測定結果も活用した支援計画等の評価や見直しも、非常に重要です。
 - 支援実施中は、定期的な効果測定等のモニタリングを行い、支援計画等に基づいた支援の評価を確実に行う必要があります。
 - 支援終了時に事後評価を行うことは、今後立案する支援計画等の精度を高めることにつながります。
- 支援を“やりっぱなし”にするのではなく、支援を計画し、実行し、評価し、見直すことを習慣化しましょう。



個別ケースの支援実施の効果測定（一定期間を行ったうえでの効果測定）の実施の有無について、当てはまるものをお選びください。（n=454）

